

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 7 月 11 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 7 月 10 日までの期間においてA社に勤務し、在職期間中は、毎年昇給があり給料が下がったことは無かった。しかし、ねんきん定期便において 43 年 8 月に標準報酬月額が下がった記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間については、法定保存期間を経過しているため賃金台帳等の資料は無く、当時の報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないが、昭和 43 年 4 月に、それまで年 4 回支給していた賞与を年 2 回の支給としたため、同年 8 月の改定時に標準報酬月額が下がったものと類推される。」旨回答しているところ、厚生年金保険法において、申立期間当時は、賞与から厚生年金保険料の控除は行わず、賞与の支給回数が年 4 回以上の場合、前 1 年間の賞与支給総額を 12 で除した平均額と各月の給与支給額を合算して標準報酬月額を算定するが、年 3 回以下の賞与は標準報酬月額の算定には含まないとされている。

また、申立人と同時期（昭和 40 年 4 月）にA社に入社し、昭和 43 年 8 月時点で在籍している同僚のうち、46 人に係るオンライン記録を見ると、46 人全員の標準報酬月額の記録が同年 8 月の改定時に前年の標準報酬月額より低額となっていることが確認できる上、このうち連絡が取れた複数の同僚は、「在職期間当時、賞与の回数が年 2 回に変更になったことがある。」旨供述していることから、同社における年 4 回から年 2 回への賞与支給回数の変更に伴い、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がそれ以前より低額となったものと考えるのが相当である。

さらに、A健康保険組合から提供された申立人に係る被保険者台帳に記載された標準報酬月額及び企業年金連合会から提供された申立人に係る中脱記録に記載された報酬給与額と、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の記録とは合致しているとともに、同被保険者原票におい

て、申立期間の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無い上、当該標準報酬月額の記録は、オンライン記録とも合致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 2 年 9 月まで

私が勤務していたA社は、系列の2社と合併してB社となった。その際、給料及び役職等に変化が無かったにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額が昭和 62 年 8 月から平成 2 年 9 月まで低くなっているのが納得できないので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低い記録となっていることが納得できないとして申し立てている。

しかしながら、申立人のB社に係る事業所別被保険者名簿の記録及びオンライン記録に遡及訂正等の不自然な記録は無い上、申立人と同じく昭和 62 年 8 月 1 日にA社で被保険者資格を喪失し、B社で被保険者資格を再取得した同僚 154 人に係るオンライン記録を見ると、申立人と同様に資格取得時の標準報酬月額が下がっている者が 91 人おり、そのうち申立人を含む 77 人が翌年の随時改定及び定時決定で標準報酬月額が上がっていることが確認できる。

また、申立人が、当時、総務関係の仕事をしていたとする同僚は、「A社が合併するとき、給料は低い方に統合し、その差額は支給されていたと思うが、事業所が厚生年金保険の資格取得届を提出するときに、この差額と通勤費を除外して届け出たものと思われる。」旨回答している。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料が無く、標準報酬月額の取扱いについては不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。